

寿都町・神恵内村における文献調査報告書の説明会（網走市開催分）
開催結果

1. 日 時：2025年2月5日（水）18時00分～20時40分
2. 場 所：オホーツク・文化交流センター（網走市北2条西3丁目3番地）
3. 配布資料：①説明資料（文献調査の結果報告 説明資料）
②説明資料別紙
③よくわかる文献調査結果
4. 参加者数：72人
5. 当日の概要：
 - （1）主催者あいさつ
 - （2）文献調査に対する道のお考えや寿都町・神恵内村での様々なご意見についての説明
 - （3）文献調査報告書の内容についての説明
 - 1部：事業概要説明 地層処分とは・文献調査とは
 - 2部：寿都町および神恵内村における文献調査の結果
 - 3部：今後の法定プロセスと概要調査について
 - （4）質疑応答
 - （5）国からの回答
※冒頭で北方四島に関する発言の説明とお詫びを実施。
6. 議事概要：
 - （1）主催者あいさつ
原子力発電環境整備機構、NUMOの理事を務めております、植田と申します。
本日は、お忙しい中、また夕刻にもかかわらず、「寿都町ならびに神恵内村における文献調査報告書」の説明会にご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。
ここ北海道寿都町と神恵内村におきまして、4年にわたりまして文献調査をさせていただいてまいりました。
この間、寿都町と神恵内村の皆さまをはじめ、北海道の皆さまには特段のお心配りをいただきましたこと、この場をお借りしまして、あらためて感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。
この文献調査、日本で初めての調査ということもあり、当初の予定より大幅に時間がかかりまして、皆さまには大変ご心配やご迷惑等をおかけしてきたかと思えます。
そういった中、調査の結果を文献調査報告書として取りまとめることができまして、11月22日に、寿都町長、神恵内村長、北海道知事に、それぞれ提出をさせていただきました。
そして、本日、皆さまにその内容をご報告できますこと、あらためまして感謝をいたしている次第でございます。
国民の皆さまには、私どもの事業について、様々なご意見や思い、お考えがありますこと、私どもといたしましては、十二分に承知をいたしているところでございます。
また、これまで、北海道の皆さまからも、文献調査を通じて、私どもの事業等について、様々なご意見や、お考えをお聞かせいただいております。
このため、この報告書の内容につきまして、北海道の皆さまはもちろんのこと、広く国民の皆さまに丁寧に周知をさせていただき、真摯にしっかりとご意見を伺う所存でございます。
11月22日より、道内の各地において報告書を縦覧させていただいております。
また、私どもNUMOのホームページでも、報告書を公開させていただいております。
本日の説明をお聞きいただきますと、また、縦覧等で報告書の内容を見ていただきますと、

あらためて、疑問に思われることや、ご心配をされることが出てくるかと思います。

また、様々なお考えや、思い等を持たれるかと思いますが、ぜひとも、忌憚のないご意見をいただければと思っております。本日の説明会でございますが、報告書自体、非常にボリュームがあり、また専門用語が多いため、少しでも解りやすくかみ砕いて説明をさせていただく所存でございます。

少し長い時間となりますが、お聞きいただきますよう、何卒よろしく願いいたします。

(2) 文献調査に対する道のお考えや寿都町・神恵内村での様々なご意見についての説明

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[別紙](#)」を参照

(3) 文献調査報告書の内容についての説明

＜1部：事業概要説明 地層処分とは・文献調査とは＞

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[共通版](#)」4～22スライドを参照

＜2部：寿都町および神恵内村における文献調査の結果＞

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[共通版](#)」23～70スライドを参照

＜3部：今後の法定プロセスと概要調査について＞

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[共通版](#)」71～76スライドを参照

(4) 質疑応答

①NUMO事業関連

Q：NUCLEA WASTEは核のゴミではないか、なぜ原子力発電環境整備機構という名称になったのか。

A：・原子力発電環境整備機構は2000年に定められた「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づいて作られた組織です。

・この法律の中で地層処分事業を担う者の名前として原子力発電環境整備機構という名前と、この名前の事業者が地層処分を実施するということが記載されています。そのため、その名前で私どもは活動させていただいております。

Q：地層処分にかかる費用はいくらで、国と電力会社の割合はどのようになっているのか。また、寿都・神恵内に支払った協力金額はいくらか。

処分費用3.9兆円ということだが、六ヶ所村の再生工場は既に15兆円を超えているのでその分も明記すべきではないか。

電気料金からの拠出金という形でNUMOに使われるのは今回初めて知った。原子力発電は賛成でもなく核のゴミの処分地として北海道に来てもらいたくない地元にとっては衝撃的な事実。

A：・費用の面については電力会社からの拠出金で活動しております。元々この放射性廃棄物は原子力発電の稼働に伴って出てきているものです。その発生者責任は電力会社にあるため、私どもは電力会社から必要な費用を拠出金という形でいただいて、活動しております。

・活動費用の国と電力会社の割合については、全額が電力会社となっております。

・「寿都町と神恵内村に支払った協力金」とは、交付金の話かと思います。交付金は私どもNUMOの事業費とは別に、国が事業に協力していただいている自治体に交付しているものであるため、後ほど国の方から回答をいただけたと思います。

・高レベル放射性廃棄物の最終処分費用は、約4兆円です。六ヶ所村の再処理工場の費用はこれよりも大きいものの、私どもとは別の事業者が行っておりますので、そちらについてのコメントは今回差し支えさせていただきたいと思います。

Q: ガラス固化体 4 万本とは何年分の廃棄物なのか。

ガラス固化体 2 万 7, 0 0 0 本分の使用済燃料はさらに増えていくのか、地層処分には福島原発のものも含むのか。

地層処分される放射性物質は、道内の泊村だけでなく、全国各地の原子力発電施設から運び込まれるという理解でよろしいか。

A: ・既に日本の国内に存在している放射性廃棄物は、再処理をしている物もありますが、六ヶ所村の再処理工場が稼働すればガラス固化体の形に変わっていきます。物量は、ガラス固化体に換算して約 2 万 7, 0 0 0 本相当で、今後、原子力発電を稼働するとこの 2 万 7, 0 0 0 本は 2 万 8, 0 0 0 本、2 万 9, 0 0 0 本と増えていきます。私どもはそれに対して、4 万本以上のガラス固化体を処分できる場所を日本の国内 1 か所に作りたいと考えています。

- ・これから原子力発電所が稼働するとすぐにガラス固化体は 4 万本発生し、処分場が満杯になってしまうのではないか、というご意見・ご質問をいただくこともよくあります。日本では 1 9 6 0 年代から原子力発電所を 5 0 年以上稼働しており、さらに日本の電気の 3 分の 1 を原子力発電で賄っていた時期もありました。震災以降、その比率は下がっていますが、そういった経緯を経て、現時点では使用済燃料がガラス固化体 2 万 7, 0 0 0 本相当となっています。そしてこれから先、原子力発電所が稼働すればガラス固化体は増えていきますが、昔のように日本の電気の 3 分の 1 を原子力発電で賄うことは難しく、国の方針としても、2 0 3 0 年、2 0 4 0 年の時点で、原子力発電の比率は 2 0 %程度を想定しています。その程度の比率でこれから推移していくということであれば、地層処分場は、私どもが考える 4 万本以上を埋設できる施設 1 か所に対応できるだろうと考えております。
- ・2 0 1 1 年の福島第一原子力発電所の事故に伴って発生した廃棄物は、私どもの扱う廃棄物とは別の扱いで、この廃棄物の処分方法につきましては、東京電力と国がどういった処分をするのかということを検討しています。
- ・地層処分される高レベル放射性廃棄物は、例えば泊の原子力発電所で発生した分だけでなく、日本全国の原子力発電所の稼働に伴って発生した高レベル放射性廃棄物を、1 か所で処分したいと考えています。

Q: NUMO は原子力発電を増やすという国の考えについて賛成なのか。つまり、高レベル廃棄物はこれからも増えていくことに賛成なのか。

A: ・原子力発電を増やしたいと思っているわけではなく、あくまで原子力発電に伴って出てくる高レベル放射性廃棄物を処分する事業者として、原子力発電所の稼働に伴って発生する廃棄物を私どもで受け入れて、最終的に処分する必要があると考えております。

Q: 日本で最初に原発を建てたとき廃棄物はどのように処分する予定だったのか。処分の方法が定まるまで廃棄物が出ないように原発を止めた方が良いのではないのか。

地震大国である日本で地層処分を行うには大きなリスクがある。もっと地盤の安定した他国への処分依頼を検討していないのか。あくまでも日本国内での処分のみを考えているのか。

A: ・原子力発電に伴い発生する廃棄物の処分方法は、原子力発電所の操業開始と並行して検討されていきました。1 9 6 6 年に茨城県東海村の原子力発電所で、日本で初めて原子力発電所が稼働しましたが、それよりも前の 1 9 6 2 年から、国の原子力を司る原子力委員会より原子力発電に伴い発生する廃棄物の処分方法について検討すべきという提言がなされ、方法を検討していました。

- ・検討当初においては、世界各国が原子力発電から出てくる放射性廃棄物の海洋投棄を本命視していました。他国が戦後に軍事的な放射性廃棄物を海に投棄していたため、原子力発電に伴い発生する廃棄物も海に投棄しても良いのではないのか、という考えによるものでした。しかし 1 9 7 5 年に海洋投棄はロンドン条約という国際条約で禁止をされましたので、

海洋投棄は最終処分方法の選択肢から外れることとなりました。また、それ以外の処分方法として検討されてきた宇宙処分は発射技術に問題があるため、そして南極の氷の下に埋める氷床処分は南極条約で定められたため、選択肢から外れました。

- ・そこで、世界各国で処分方法を検討した結果、そもそもこの廃棄物は各国が原子力発電所を動かし国内の経済を支えた結果発生したものであることから、自国の廃棄物は自国で責任を持って地層処分するべきという共通の認識が形成され、今に至ります。
- ・そのため、他国の廃棄物を受け入れることはありませんし、他国に処分をお願いすることはありません。

Q:核ゴミは消滅できない危険物なので、地下深くに隠したいということか。

A:・高レベル放射性廃棄物は今存在しているものであるため、処分する必要があります。その上で、地層処分は、今の知見において最も優れていると考えられている処分方法です。決して高レベル放射性廃棄物を隠したいという意図は無く、むしろ高レベル放射性廃棄物が地下にあることをしっかり後世に伝えていくことも、重要なミッションだと考えています。長い年月が経てば、日本語が伝わらない時代が来るかもしれません。そのため、言語に頼らなくても地下に高レベル放射性廃棄物が埋設されていることが伝えられる方法についても検討を進めています。

Q:処分地・処分先決定のプロセス方法を説明いただきたい。

候補地が決まってから住民の反対が出た場合はどうするのか。

- A:・処分場を決めるに当たっては、文献調査、概要調査、精密調査の3段階の調査をした上で、この調査結果を私どもが取りまとめて公表し、地域のご意見を聞き、その意に反して先に進まないことが担保されています。「概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」と2000年に定められた法律で記載されており、私どもはその法律の趣旨として、次の調査に移る際は、最終的には知事または市町村長が反対されるということであれば、次のステップには移れないと考えております。こういったホールドポイントがあり、3段階目の精密調査の結果に対してもご了解をいただいて初めてステージが変わるというふうに考えているところでございます。
- ・既に最終処分場の建設地が決まっている国がありますが、そういった国においても、当初は10か所程度、日本の文献調査に該当するような候補地がありました。しかし、それぞれ検討の中で、処分施設の建設が物理的に向かない土地であることが判明したケースや、住民の方からこれ以上の調査は困るとの意見を受けて断念したというケースがあります。そういったケースを経て場所が決まったという事例があるため、私どももプロセスを踏襲してまいりたいと考えています。

Q:寿都町や神恵内村以外にも手を挙げた市町村はあるのか。

A:・現在国内では、寿都町、神恵内村、佐賀県の玄海町の3か所で調査をさせていただいております。それ以外にも、ご検討いただいたり、手を挙げていただいたものの、最終的には首長のご判断で取りやめとなった自治体として、長崎県の対馬市や、高知県東洋町があります。文献調査から概要調査、精密調査に移るにあたって、最終的には地元の皆さまのご判断で取りやめになるケースもありますので、私どもの希望としましては、日本全国の中で10か所ぐらいの自治体で並行して調査をさせていただきたいと考えております。そのため、他の場所でも調査をご了解いただける場所がないかということで、一生懸命理解活動に取り組んでいるところでございます。

②NUMO事業関連のうち技術的なもの

- Q：日本国内には地層処分できる場所がないということを何度か聞いたことがあるが、なぜ意見が食い違っているのか。
万年単位に及ぶ長期にわたって安定している地層を、現在の科学的知見と技術的能力で見極めることが、地殻変動活発な日本で可能とは思えないかどうか。
道内で言えば、十勝・釧路地区は地震が多い地域だが、科学的特性マップでは好ましい特性と判断されている。地域住民の感覚とずれがあるのではないか。調査は十分なのだろうか。
- A：・地層処分が日本で可能なのかということに関しまして、様々な意見があるということは承知しております。ただ、日本では30年以上にわたり、地層処分が安全にできるかを研究しており、その結果、日本国内で地層処分に適した場所を見つけることができると判断されました。最終処分法もそれを受けて日本で制定されたという経緯もございます。2011年に東日本大震災が起こり、科学技術全般に対する不安や不信感というものが広がったということは私どもも承知しております。そこで、国の審議会で、本当に日本で地層処分ができるだろうかという検討がなされました。その結果、日本でも地層処分は可能であるという結論づけがされておりますので、我々は引き続き事業を進めさせていただいております。
- Q：直下型地震の場合、地層処分場はどうなるのか。
日本中断層だらけで発見されてない断層もあると聞くし、火山の心配もある日本列島で、日本中不安定なイメージだが、大丈夫なのか。
核のごみを埋めた後、もし地震が起こったとき、どのように対処するのかまで考えているのか。1000年間地震のない場所は日本に存在しないと思う。
地震火山の多い我が国では地層処分は無理であるのでは。
日本の地下300m位ところに安定した岩盤は存在するのか。
協力する自治体だけの調査になっている。
おそらく原子力発電所建設の際も調査をされた上で行ったと思われるが、東日本大震災や中越地震のときは原子力発電所も被災した。原子力発電所予定地であった能登には大地震があった。核のごみの処分地を決める1工程である文献調査で、本当に数万年も安定した処分地が分かるのか。また地下300m以上なら、全てにおいて大丈夫というのはどのような、どの程度の事実に基づいているのか。
- A：・地震は、地表では非常に揺れが大きいというのは我々も感じているところでございます。ただ、地下深いところというのは実は揺れというのが非常に小さいということが既にデータで分かっており、地下数百メートルという深さであれば、大体地上の3分の1から5分の1ぐらいの揺れだと言われています。最終的に処分施設は全部埋め戻しますので、地震の際は岩盤と一緒に動きますから、地震によって埋めたガラス固化体が壊れてしまうということは考えにくいです。しかし、地震の揺れではなく、地震を起こす原因の活断層が処分場を直撃した場合は、処分施設の一部を壊してしまいますので、文献調査をはじめとした調査を行って、活断層は避けてまいります。地震についてもう一つ申し上げますと、全部埋め戻してしまった後は問題ありませんが、建設したり操業したりして、地上に建物があり、地下トンネルを開いている状態のときには、耐震設計で地震対策を行う必要があると考えています。その際は、最新の知見を用いて耐震設計を行った上で処分場の建設を行うことになります。
- Q：ガラス固化体の放射能は製造後1000年で99%以上低減するとの発言があったが、説明会の資料8ページのグラフでは1万年とあるのはなぜか。
放射線の影響は10万年経たないと無くならないと聞いたことがあるが、もう少し早く安全な状態にならないか。10万年後に処分では将来に無責任だと思う。

A：・説明資料のグラフで右端を1万年としているのは、ガラス固化体の放射能が製造後1000年で99%以上減少した後にすぐにゼロにはならず、ゆっくりと減少していくということを表すために記載しております。

- ・若干専門的な話になりますが、放射能を持っている核種を放射性核種と言い、これが壊れる「壊変」を繰り返すことで、徐々に安定な核種に変わっていきます。その壊変のスピードは、元あった量が半分になるまでの時間で表されており、半減期と呼びます。説明資料のグラフの左側の、放射能が強いところについてですが、初期状態の大部分を占める核種というのは、核分裂で生成した非常に半減期の短い核種が非常に多いということから、初期段階で急激に減少していきます。具体的には、セシウム137という核種がありますが、これは半減期が30年なので、30年で放射能が半分になり、さらに30年経つとまた半分になる、というスピードで減っていきます。それから半減期が29年のストロンチウム90、半減期が18年のキュリウム244などがあります。このような半減期が非常に短いものが初期の放射能の大部分を占めているので、急激に下がっていくということになります。一方で、グラフの右側に残っている半減期の長い核種については、例えば半減期が33万年のセレン79、半減期が21万年のテクネチウム99、半減期が650万年のパラジウム107、半減期が1570万年のヨウ素129などがあります。この半減期というのは核種固有の数字であることをご認識いただければと思います。

Q：高レベル放射性廃棄物の1g当たりの放射線量は何ベクレルか。またこの放射線の種類は何か。また、これが人体に与える影響について具体的に答えてほしい。

A：・製造直後のガラス固化体の放射能は約2万テラベクレルです。これは私どものホームページにも載せている数字です。ガラス固化体の重量は約500kgなので、これを割り算しますと、1g当たり40ギガベクレルになります。

- ・放射線の種類については、先ほど申し上げた半減期が短い核種のセシウムは、 β 線という電子線を出してバリウムという核種に変わり、そのあと γ 線を出して安定なバリウムに変わっていきます。また、ストロンチウム90、これも β 線という電子線を出してイットリウム、ジルコニウム、といった核種に変わります。
- ・これらが人体に与える影響については、遠い将来に地下水によって放射性物質が人間の生活環境に出てくるということを仮定すると、80万年後に1年当たりの放射線量が最大になると計算をしており、その際の数値は、5掛けの10のマイナス6乗ミリシーベルトです。諸外国で用いられている安全基準が0.1～0.3ミリシーベルトのため、これより5桁ほど小さな値です。さらに、ガラス固化体は厚さ20センチのオーバーパックで覆われていますが、発生の可能性は極めて小さいものの、断層が伸展し1000年後に処分場の一部を直撃すると仮定した場合、地下に埋設した4万本のガラス固化体のオーバーパックが機能を失うと保守的に想定しても、人間の生活環境に出てくるのは最大で0.9ミリシーベルトであり、国際機関であるICRPが示す考え方の目安の範囲内に収まることを確認しています。

③文献調査報告書の内容関連

Q：神恵内村は不適のようだがどうか。

神恵内村はかなりの範囲が火山の影響で避ける場所だが、神恵内村は不適切と判断するべきではないか。

A：・神恵内村においては、積丹岳を中心とした15km以外の範囲を概要調査地区の候補としており、神恵内村全てが不適地というわけではありません。沿岸海底下も含めて概要調査地区の候補としております。文献調査では避けるべき基準がありますが、こちらに該当することが明らかまたは可能性が高いといったところを除いて、範囲を検討しております。このため説明資料でお示ししている概要調査地区の候補の範囲について、「概要調査で特に確認する事項」も含めて、概要調査で適地があるかどうか明らかにしていきます。

Q:「火山の中心から15 km」や「10 万年後70 m以上確保」などの基準はどのような決められたのか。文献とはそもそも何か。

「避けるべき基準」に絶対的信頼を置いているのか、この基準を疑問視する専門家の文献もあると思うが、どういった判断でそれを切り捨てているのか。

- A: ・基準の中身について改めてご説明いたしますと、「第四紀火山の活動中心から半径15 km以内の円の範囲」という基準を設定している根拠としては、北海道を含めた全国の事例を調べると、主な火山とそこから分岐した火山の距離は15 km以内に入るものが90%以上と、ほとんどの火山が入っています。そこで、この範囲を避けるべき場所として定めています。
- ・また隆起に関する「避けるべき基準」の、「10 万年後、地表との距離が70 m以上確保されているか」という基準は、我が国におけるほとんどのトンネルの施工深度は70 mより浅いことから、10 万年後においても70 m以上の深度を確保することができれば、人間とガラス固化体が近づく恐れを防ぐことができるという考えで、そういった基準が決められております。基準は「評価の考え方」として国の審議会等でも検討され、専門家の先生方にも見ていただきながら決められた基準ということで、今回文献調査はこれを用いて実施しました。

④意見

- ・道内1 か所でも「核ゴミ」を受け入れると、それが突破口になり、他の地域に拡大する危険がある。核ゴミ受け入れに反対します。
- ・「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」においては、「概要調査地区」とは文献その他の資料により、将来にわたって地震、噴火、隆起、侵食その他の自然現象による地層の著しい変動が生じる恐れが少ないと考えられる地域において…とされていることから、寿都・神恵内ともに「十分な文献がなく、評価ができませんでした」という調査結果が出ている箇所があるにもかかわらず、「概要調査」に進むことはできないと考えます。したがって、寿都・神恵内ともに「文献調査」をもって終了とすべきと考えます。
- ・国の基準・調査方法で作った処分場が、1000 年後、何事もなく放射能が減少すると証明ができる人がおりますか。
- ・地震・活断層の調査に道内の研究機関を多く入れるべきと思います。

(5) 国からの回答

- ・本日はお足元の悪い中、本説明会にご参加いただきありがとうございます。また、文献調査を受け入れてくださった寿都町、神恵内村の皆様、そしてこの問題に関心を持っていた皆様へ改めて御礼を申し上げます。

Q:原子力発電所を稼働していくことは、この先も廃棄物が出続け処分していく場所が足りなくなるのではないかと。

何よりも無制限に放射性廃棄物を発生させないことが、現在ある廃棄物処分を考える当然の前提であると考えます。そのために総量を管理・決定するのがまず先だと思う。また、なぜそうした姿勢をとらないのか、現状では際限なく増加する虞があり、益々処分が困難になるのではないかと。

リサイクル事業は27 回も延期しており、完成できないのでは。

- A: ・原子力政策、それから核燃料サイクル政策について様々なご意見があることを重々認識しております。その上で国としては、原子力発電が必要であると考えております。
- ・現在、第7 次エネルギー基本計画の改定案を昨年の12 月末に公表させていただき、先般パブリックコメントが終わったという段階ですが、その中においても原子力発電が引き続き必要であるという方向性をお示しさせていただいているところです。
- この10 年間、国として再生可能エネルギーの導入を最大限取り組んでまいりました。その結果として2022 年度の再生可能エネルギーの割合は約22%と、10 年前の2 倍に

なっています。再生可能エネルギーの導入量という意味では世界第6位です。日本には平地が少ないため、平地あたりで申し上げれば世界トップクラスに再生可能エネルギーの導入を進めています。

- ・一方で、依然として電源のうちの7割が、火力発電所に依存しているという状況です。温暖化対策の観点からも、この火力発電所への依存度を下げていかなければなりません。足元のロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化の中で、エネルギー価格の高騰やエネルギー供給構造の不安定化も高まってきています。実際に、2023年には日本が化石燃料を輸入するのに26兆円を費やしておりますが、これは日本が自動車産業、半導体製造で稼いだ外貨のほとんどを化石燃料の調達に使っているという状況です。そのため火力発電への依存度を下げていくことは喫緊の課題であると考えています。他方で、再生可能エネルギーの導入を引き続き進めていきますが、なかなかすぐに火力発電を代替できるという状況にはありません。また、国際的なマーケットではこの脱炭素電源の取り合いが始まっております。脱炭素電源でなければ製品は売れないという時代が近づいてきています。
- ・そういった意味でも、原子力発電は脱炭素電源の一つであり、これは当面必要であると考えています。もちろん、原子力発電を利用していくにあたっては、安全性を大前提に進めていくべきであることに変わりはありません。
- ・核燃料サイクルについては、放射性廃棄物の減容化、有害度の低減、さらには資源の有効利用といった観点から、核燃料サイクルを進めていく方針としています。六ヶ所村の再処理工場は27回目の完成延期をしていますが、これは審査過程で全ての建屋・設備について耐震再評価が必要になったことなどによるものです。新しい竣工目標を遵守すべく、しっかりと事業者を指導しながら取り組んでまいりたいと思っています。

Q：最終処分計画は法律で5年ごとの改定が義務付けられているが、現状どうなっているか。

A：・東日本大震災とその後の原子力を取り巻く環境変化の中で、最終処分計画の5年ごとの改定ができていないことは事実です。原子力政策の方向性はエネルギー基本計画の中でお示しさせていただいているところであり、これを踏まえながら今後しっかりと検討していきたいと思っています。なお、令和5年にはこの最終処分計画の上位に位置する「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」を改定し、最終処分を計画的に進めていくための新たな取組等を位置づけました。例えば、全国各地にこの問題に関心を持っていただき文献調査地域が拡大していくように、全国の自治体の首長を訪問する全国行脚を一昨年から開始しており、この1年半で180近くの自治体の首長にご説明に伺っています。そうした中で、最終処分の必要性そのものについてはご理解いただける状況になってきていると感じており、こうした取組を通じて、最終処分を前に進めるべく取り組んでいきたいと思っています。

Q：最終処分法で「別に法律で定める」とした処分地の安全規制に関する法律は現在まだ作られていない。容器の安全性や被ばく線量が分かっておらず、安全規制の法律のないまま安全に核のごみを処分するための処分地選定ができると考えるのか。

A：・処分地選定は、長期に安定的な地質環境を選定することを目的としたもので、その考え方とその基準については、最終処分法に、例えば概要調査地区選定にあたっては地震等の自然現象による地層の著しい変動の記録がないこと等の要件が定められています。これについて実際にどのように評価をしていくのかということについては、評価の考え方というものを、地質関係の関連学会から推薦いただいた専門家の先生方にご議論いただいて策定しています。加えて令和4年には、原子力規制委員会から「特定放射性廃棄物の最終処分における概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項」を出していただいております。こうしたものも踏まえた上で、文献調査の結果について評価をさせていただきました。

Q：幌延深地層研究センターは中止か。

A：・幌延深地層研究センターにつきましては、２００１年からこの地下の地質環境の研究、地層処分技術の研究開発に取り組ませていただいているというところです。そうした中で技術基盤は確立してきているところですが、更なる安全性・信頼性の向上に向けて今取り組んでいるところです。現行計画においては、令和１０年度まで研究を続けることになっております。

Q：寿都・神恵内に支払った協力金額はいくらか。

A：・文献調査段階でお受入いただいている自治体に対しては、それぞれ単年度１０億円、総額２０億円の交付金を交付させていただいております。最終処分場は日本のどこかに必ず作らなければならない施設であり、そうした国家的課題に取り組んでいただく地域に対して社会全体として利益を還元していくことは重要なことであること、加えて、この地層処分事業が１００年にも亘る非常に長期の事業であるため、その間の地域の安定性や発展は極めて重要であること、こうした観点から、交付金を交付させていただいていると考えております。

Q：最終処分法の条文では「合意を得なければならない」とは書いていないし、国の決定でも知事の意見を「要件とするものでない」とも記している。知事と市町村長の意見を聴くとなっていることと反するのではないか。

道知事反対、町村長（寿都、神恵内）賛成の場合は概要調査に進まないのか。

報告書の「はじめに」に「概要調査地区の所在地の決定に当たっては、経済産業大臣は北海道知事または、寿都町長から概要調査地区の選定について反対の意見を示された状況においては、概要調査地区の選定は行わないこととしている」とありますが、概要調査の選定を行わないというのは、「選定プロセスから外れて白紙に戻る」ということか。それとも「首長が変わるなど状況が変化するまで一時停止する」ということか。

知事が概要調査に進むことを反対しても概要調査に進むことはあり得るか。あり得るとしたらどのような場合か。

A：・法律の条文上では、概要調査地区等を選定するときには、都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重しなければならない旨が記載されております。我々としては、しっかりと地域と市町村長の意見を十分に尊重することとしており、その意見に反して先に進むことはないと考えており、そのため仮に反対されるということであれば先に進まず、プロセスから外れることになると考えております。なお、一時停止するのか白紙に戻るのかについては、知事と市町村長はその時々々の民意を踏まえて判断されるものと認識しておりますので、国としてその判断を最大限尊重するということに尽きると思っています。すなわち、プロセスを再開するかどうかも含めその時々々の地域の意向を確認することが大前提であろうと考えております。

Q：経済的・社会的観点からすると、大都市や人口も加味するのか。人口の少ない過疎の町をさすのか。ガラス固化体が安全なら都市部で設置可能ではないか。

A：・この問題は電気を利用しているあらゆる地域・世代がしっかりと向き合わないといけません。したがって都市部・過疎地・条例の有無に関わらず、我々としてはこの処分事業についてご理解をいただくべく全国行脚も含めた理解活動を続けています。

Q：地層処分ありきで進められているとしか言いようがない、日本国内での地層処分はやめるべき。丁寧な説明とわかりやすくとの発言をすればOKなのか、１０万年後にも無責任を通すのは人類の超エゴ、地下３００mで安心な訳ではない。

将来の技術開発・研究に期待して、地層内永久保存でなく暫定処分として、数百年後の技術で安全に処分する方策をとらないのは何故か。

A：・地層処分という処分方法は、原子力発電を利用した現世代が責任を持ってこの処分に取り組まなければならない、その処分の方向としても、将来世代に過度な負担を残さない方法

を選択しなければならない、という世界共通の考え方によって選択されています。現時点で将来世代に過度な負担を残さない方法として、唯一実現可能な方法が地層処分であると思っております。長期地上管理をしたらいいではないか、将来より良い技術ができるかもしれないといったご意見もありますが、長期地上管理とは将来世代に負担をずっと残し続けるということでもありますし、今は社会的に安定している状況ですので十分に地上での管理も可能ですが、それが1000年後、5000年後まで今の安定した社会構造が続くかどうかは予見できません。

- ・地層処分よりも良い技術ができるかもしれないので将来に託せば良いというご意見もあります。しかし、将来に良い技術が見つからないこともあり得ますので、不確かな未来に期待することなく、現世代としてできることをやるということが、国際的な共通の考え方であり、そうした中で地層処分が必要であると我々は考えています。
- ・一方で、将来に地層処分よりも良い処分方法が生まれるのであれば、乗り換えればいいとも考えています。基本方針には、処分場を閉鎖するまでの間は廃棄物を取り出せるようにするという「回収可能性」と、地層処分という方針そのものを見直せるようにするという「可逆性」がしっかり記載されております。我々は地層処分の代替となる処分方法がないのかという研究開発を進めているところです。残念ながら今の時点では、地層処分以外の方法は見当たっておらず、従って現世代の責任として、地層処分実現に向けて取り組まなければならないと考えています。

(6) 北方四島に関するご意見

Q: 自分で出したゴミは自分で処理するのが基本。他の地域に運ぶ、外国に運ぶ等はとんでもない事で、「クナシリに」の無責任な発言で問題になったが、歴史を知らない無知な発言と思う。プーチンのことを考えると、国際問題になりかねない。

A: ・北方四島のことに关しまして今回のことを踏まえ、私どもはこの北方四島のことに关して勉強し、しっかりと向き合っていき、今後軽率な発言が2度と起こらないようにお約束させていただきたいと思ひます。申し訳ありませんでした。

以 上

<冒頭でのNUMO・国から北方四島に関する発言について説明およびお詫び内容>

①NUMOからの説明およびお詫び

皆さんこんばんは。NUMOの植田でございます。説明会に先立ちまして、先月1月23日に行われました対話型説明会の際に発言した内容につきまして、お詫びを申し上げさせていただきますと思ひます。

1月23日に行われました全国対話型説明会というものがあり、今まで200回ほど全国で行われておりまして、200回目の東京会場におきまして、少人数で車座になり、いろいろ意見交換をする場でございました。

その場におきまして、参加されたお1人の方から、「処分場を北方四島で建設してはどうか」というお話がございました。それにつきまして、国の方から、それは難しいというご説明をさせていただいたのですが、その後、ご本人から、「そうとは言っても、エネルギー問題や国際問題である北方領土問題、こういったものを解決するための、一つの方法なのではないか」というお話がありました。

そこで、その意向というか、趣旨を確認するために、「これは一石三鳥四鳥ということですか」と言ったという経緯がございます。ただ、後で思えば、この北方四島問題は80年間ぐらい解決できていません。また、長年、お墓参りに行きたくても行けない方がいらっしゃる。加えて、その北方四島の返還を目指して運動されてる方がたくさんいらっしゃる。そういった方々のお気持ちを踏みにじてしまっている、そういう発言をしてしまったと深く反省しております。

また、その場ですぐに気づかなかったことにつきまして、今までこの北方四島問題について認識がまだ足りなかった、これを深く深く反省しております。こういったことで、元島民の

方々、また返還運動をされている方々、またご関心を持っている方、もっと言えば日本全国の皆様方に、改めまして、この場でお詫びを申し上げさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

②国からの説明およびお詫び

資源エネルギー庁放射性廃棄物対策課長の横手と申します。私の方からもその発言についてお詫びを申し上げさせていただければと思います。

先ほどご説明がありましたように、国においては2017年より、最終処分の必要性について全国の皆様にご理解をいただくべく、少人数・車座での対話を通じてご理解を深めていただく対話型説明会を全国で200回開催してきたところでございます。

先日の東京での会場に置いて、ご説明がありましたように、ロシアの廃棄物を受け入れる代わりに北方四島の返還をしてもらえば良いではないか、お互いにメリットがあるのではないか、というご提案を一般の方から頂戴いたしました。

これに対して、実現するとすれば、魅力的な提案ですが、簡単に実現できる話ではなく現実的には難しいと思います、ということをお答えさせていただいたところです。

一般の方々からいただいたご意見・ご提案について、敬意をもって受け止めさせていただくにあたって、魅力的という表現をしたことについて、元島民の皆様の思いを踏まえれば配慮にかける軽率な発言であったと認識しておりまして、この場で改めてお詫びを申し上げる次第です。申し訳ありませんでした。

なお政府として、ご提案いただいたようなことは考えていないということを、改めてこの場でも申し添えさせていただく次第です。何卒ご理解賜ればと思います。